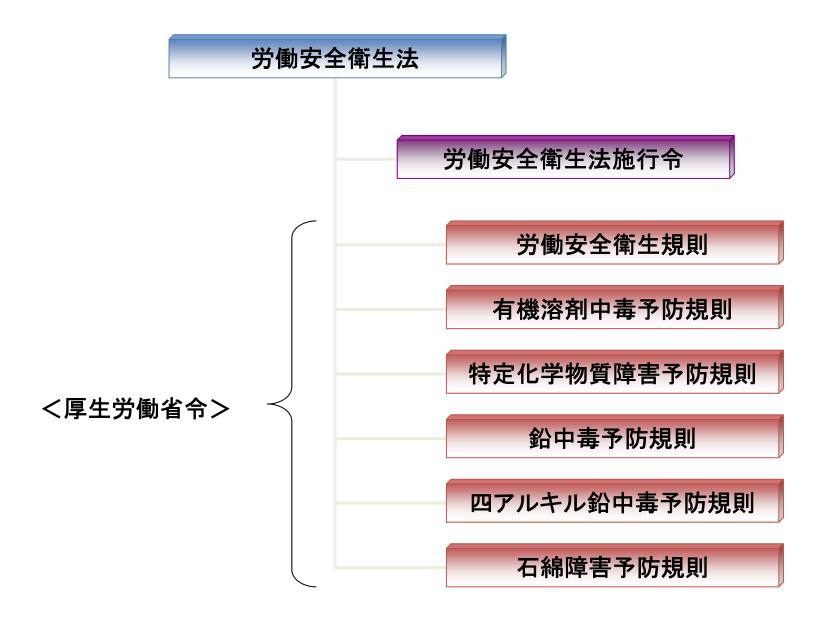
# 我が国における化学物質管理の仕組みとこれからの管理方策

厚生労働省労働基準局安全衛生部 化学物質対策課長 森戸和美

### 労働安全衛生法の体系



### 労働安全衛生法と化学物質管理

#### 第3章 安全衛生管理体制

〇 作業主任者

#### 第4章 労働者の危険又は健康障害の防止措置

- 原材料、ガス、蒸気、粉じん等による健康障害防止措置
- リスクアセスメント

#### 第5章 危険物及び有害物に関する規制

〇 製造等の禁止・許可 〇 ラベル表示、SDS交付

#### 第6章 労働者の就業に当たっての措置

〇 安全衛生教育

#### 第7章 健康の保持増進のための措置

〇 作業環境測定 〇 健康管理手帳 〇 健康診断

### 労働安全衛生法における化学物質管理規制の推移(1)

### 1972年 労働安全衛生法の制定時の規定

#### (有害性の調査等)

第58条 事業者は、化学薬品、化学薬品を含有する製剤その他の物で、労働者の健康障害を生ずるおそれのあるものについては、あらかじめ、これらの物の有害性等を調査し、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、これらの物による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

### 労働安全衛生法における化学物質管理規制の推移(2)

### 1976年 化学物質の有害性の調査の新設

#### (事業者の行うべき調査等)

第58条 事業者は、<u>化学物質、化学物質</u>を含有する製剤その他の物で、労働者の健康障害を生ずるおそれのあるものについては、あらかじめ、これらの物の有害性等を調査し、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、これらの物による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

### 労働安全衛生法における化学物質管理規制の推移(3)

1999年 安全データシートの交付制度の創設 労働安全衛生マネジメントシステムの公示

(事業者の行うべき調査等)

第58条 (略)

- 2 厚生労働大臣は、第28条第1項及び第3項に定めるもののほか、 前項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要 な指針を公表するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者に対し、必要な 指導、援助等を行うことができる。

### 労働安全衛生法における化学物質管理規制の推移(4)

### 2005年 リスクアセスメントの対象範囲の拡大

#### (事業者の行うべき調査等)

第28条の2 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。(以下、略)

### 労働安全衛生法における化学物質管理規制の推移(5)

## 2014年 化学物質に係るリスクアセスメントの義務化 ラベル表示対象物質の拡大

(第57条第1項の政令で定める物及び通知対象物について事業者が行うべき調査等)

第57条の3 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第57 条第1項の政令で定める物及び通知対象物による危険性又は 有害性等を調査しなければならない。

### ラベル表示

(労働安全衛生法第57条、労働安全衛生法施行令第18条)

表示義務

有害物 危険物

119物質

表示事項

名称、成分、人体に及ぼす作用、貯蔵又は取扱い上の注意、絵表示、 注意喚起語、安定性・反応性に関する事項他





#### GHS国連勧告に基づく表示例

(製品の特定名) △△△製品 〇〇〇〇 (絵表示) (注意喚起語) 危険

(危険有害性情報)

引火性液体及び蒸気

・吸入すると有毒

(注意書き)

#### 取扱い注意

•火気厳禁 防爆構造の器具を用いる

### SDS(安全データシート)の交付

(労働安全衛生法第57条の2、施行令別表第9)

→通知義務

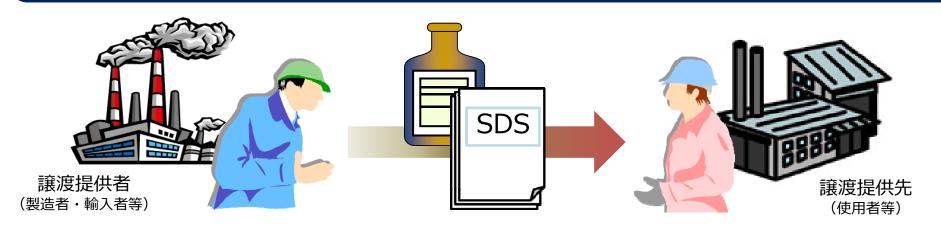
有害物 + 危険物

640物質

- → 通知事項(安全データシート: SDS)
  - 名称
  - 成分及びその含有量
  - 物理化学的性質
  - 人体に及ぼす作用

- 危険性•有害性の要約
- 安定性・反応性に関する事項
- 適用される法令等

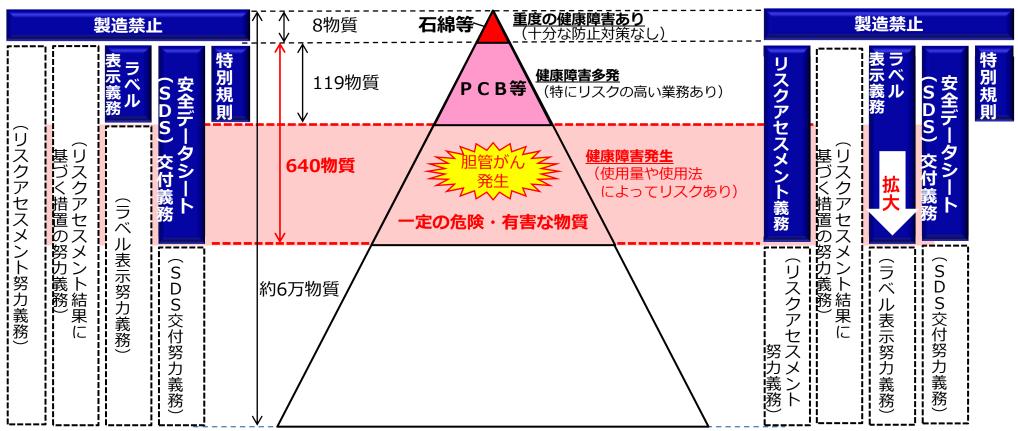
他



### 化学物質を取り巻く課題(背景)

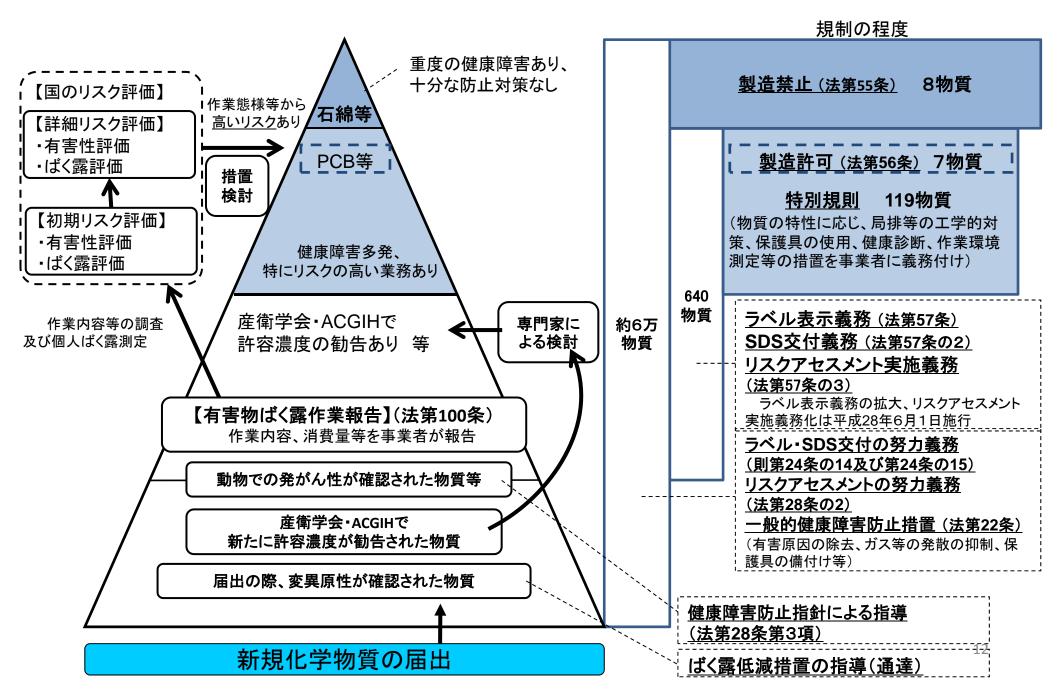
○ 特に危険・有害な物質とされている特別規則の物質以外でも、使用量や使用法によっては 労働者の安全や健康に害を及ぼすおそれがあり、対策を強化する必要。(胆管がん事案の原因物質は、発生時、特別規則の物質以外であった。)

現行 【化学物質のリスクに応じた規制の体系】 施行後



- ○一定の危険有害性が確認された物質についてリスクアセスメントを義務化
- ○ラベル表示義務の対象を拡大 ※併せて、表示事項(義務)から「成分」を削除

#### 【労働安全衛生関係法令における主な化学物質管理の体系】



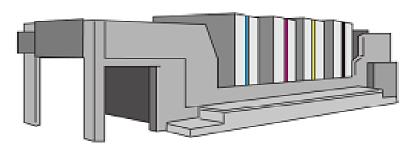
### 胆管がん事案の発生

○ 2012年3月に大阪府内にある印刷事業場の労働者から、化学物質の使用により 胆管がんを発症したとして労災請求

2014年5月末日現在、印刷業における胆管がんの労災請求は87人(53人)。印刷業以外における胆管がんの労災請求は20人(12人)で、多くの業種に分布。 ※( )は請求時の死亡者数

#### 胆管がんとは

胆管に発症するがんで、一般的には高齢者に 発症する疾病とされ、50歳未満での発症はまれ。 これまで、国際的にも化学物質による職業がんと は認識されてこなかった。



参考: オフセット印刷機



「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」

1,2-ジクロロプロパンが原因である蓋然性が極めて高いこと

胆管がんを発症した16名全員が、校正印刷業務で洗浄剤として使用された1,2-ジクロロプロパンにばく露しており、長期間(約4~13年)、高濃度ばく露したことが原因で発症した蓋然性が極めて高い。

### 「第12次労働災害防止計画(2013-2017)」の化学物質対策

課題

規制対象となっていない化学物質への対策

#### 目標

職場における化学物質管理の推進のため、2017年までにGHS分類において危険有害性を有する全ての化学物質について、危険有害性の表示と安全データシート (SDS)の交付を行っている化学物質製造者の割合を80%以上とする

#### 発がん性に着目した化学物質規制の加速

- ◆ 有害性情報の集約化
- ◆ 化学物質の有害性評価と対応の加速
- ◆ 発がん性が疑われる段階での対策の強化

リスクアセスメントの促進と危険有害性情報の 適切な伝達・提供

作業環境管理の徹底と改善



発がん性など



可燃性など



急性毒性など (飲み込むと生命に危険)

### 【12次防計画期間中のこれまでの取組】

- (1) 労働安全衛生法等を改正(2016年6月施行)し、
  - ◆ 化学物質のリスクアセスメントの義務化
  - ◆ ラベル表示対象物質の拡大(119物質 640物質)
- (2) 改正した法律の円滑な施行の促進
  - ◆ 相談窓口を設置し、電話やメール等で相談を受付
    - (例 SDSやラベルの作成、リスクアセスメントの具体的な実施方法を支援)
  - ◆ 専門家によるリスクアセスメントの実施状況を訪問して支援
- (3)動物での発がん性が確認された等の約2,500物質のモデルラベル・モデルSDSをHPに掲載して事業場の自主的な化学物質管理を支援
- (4)発がん性があると評価された化学物質のリスク評価を継続実施
- ◆ 2014年は11物質のリスク評価を実施(2物質がリスクが高く、健康障害防止措置を義務付ける必要があると結論)
- (5)化学物質の譲渡・提供時におけるSDSの確実な交付の指導

### 監督指導等 (有機溶剤の例) における確認等のポイント

#### 法令遵守のための基本確認事項

監督指導の際に有機溶剤を使用していた場合は、次の7つのポイントを頭に入れて 監督指導を実施する。

- ① 有機溶剤の種類(物質名)、含有率、使用量、及び作業場の気積を確認。
- ② 極端に少量(グラム単位)でなければ、密閉装置、局所排気装置などが設けられているか、その有効性、使用方法、点検はどうかを確認。
- ③ 有機溶剤作業主任者の選任とその職務が行われているかを確認。
- ④ 作業環境測定が行われているかどうか、その結果のフォロー状況を確認。
- ⑤ 有機溶剤の健康診断が実施されているか、その結果のフォロー状況を確認。
- ⑥ 注意書きの掲示、空容器の処理など周辺遵守事項は守られているかする。
- ⑦ 局所排気装置等がなく、使用者から装置を取り付けない理由の反論があれば、例外規定に合致しているかどうかを確認。(理由がなければ②の違反)

#### リスク低減措置についての指導

法令遵守に加え、リスク低減措置についても指導することが重要。当該指導に当たっては、低減効果が高いものから順に検討させること。

- ① 有害性の低い材料への代替
- ② 密閉装置、局所排気装置の設置
- ③ 立入禁止やばく露管理
- ④ 呼吸用保護具の使用

~事業場における化学物質管理の促進のために~

- ラベル表示の範囲が、640物質まで拡大され、ラベルのある化学品が多く流通。
- ◆ そこで、「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに取組を促進
- ◆ 事業者や労働者が化学品のラベルを見たら、アクション

事業者や労働者 ラベルを見て 危険有害性に気づく

SDSを確認 事業者は SDSがなければ供給 元に交付を求める

危険有害性に応じた リスクアセスメント を行う

労働者は

絵表示で 危険有害性を確認

リスクアセスメントの 結果をみて対策を行う

- ・事業者、労働者は危険有害性を正しく認識し、リスク低減措置を確実に実行しましょ
- ・労働者それぞれがラベルの内容をしっかり理解できるよう、事業者はラベル教育を行 いましょう
- **▶ 化学品を出荷するメーカー、流通会社は、もれなくラベル表示をおこないます**

厚牛労働省では、★電話相談、訪問支援、★労働者の教育促進(資料の提供)

★危険有害性情報の伝達促進など、様々な支援を行います。

# 御安全に

御清聴ありがとうございました。